#### 新滝ヶ洞溜池水質異常に係る事象収束提言書

東海環状自動車道の建設発生土残土処理場から生じた酸性水・自然由来重金属等を含有する浸 出水が、岐阜県可児市久々利柿下入会地先の新滝ヶ洞溜池へと流入し、平成 15 年 4 月 26 日に魚 類等の大量死が確認されました。

この事象を受けて、学識経験者並びに地元関係者から構成される「新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会」が、平成15年7月24日に設立され、「国」や「市」実施による水質や生物のモニタリング結果の検討、原因究明、緊急対策の改善要否並びに追加対策の検討、今後の監視体制、恒久対策などの技術的検討を重ね、水質改善に向けて様々な対応を行ってきました。

水質が概ね安定した平成 26 年 5 月 14 日以降は、迂回水路試験運用が開始され、水処理プラントの運用を一時休止しながら水質モニタリングを継続し、別添資料のとおり水質異常の要因となっていた「プラント原水」でも、pH が酸性から中性へと改善が認められています。また、水質異常発生当時に問題となっていた、カドミウムをはじめとする自然由来重金属等も徐々に低減し、迂回水路試験運用後に異常な兆候は認められていません。

そこで、「新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会」としては、引き続き下記の事項に基づき モニタリングを行うことを条件に、本事象に対しては収束にむかっていると判断いたします。

記

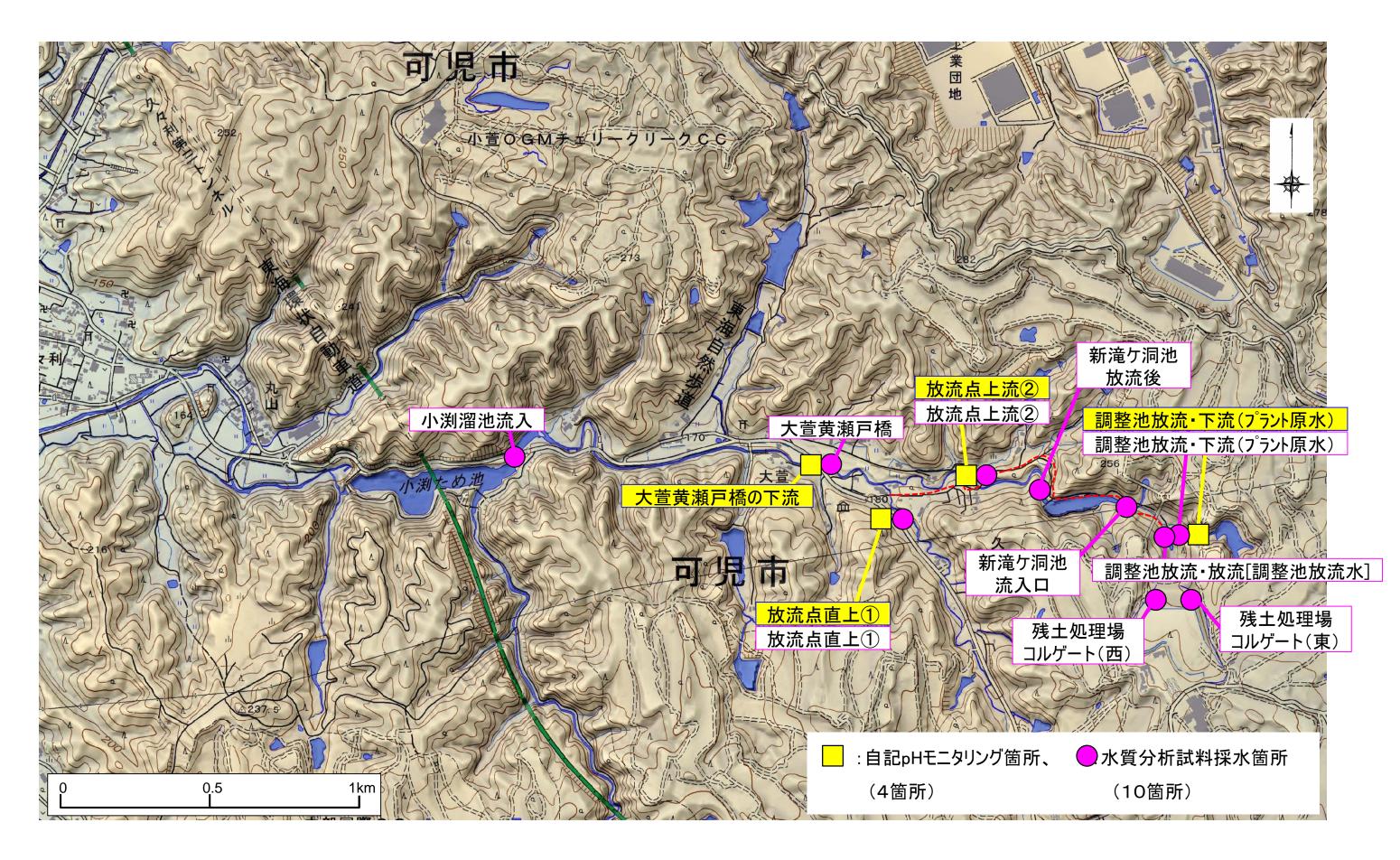
#### 【実施事項】

- (1) 現迂回水路の試験放流地点において、久々利川へと自然放流を行う。
- (2) 現迂回水路は試験運用時のものである為、恒久設備へ改修する。
- (3) 大規模な災害が発生した場合は、国土交通省と可児市が協働で盛土の点検作業を実施し、必要に応じて補修を行う。
- (4) 恒久設備の施工完了後は、2 年間のモニタリングを継続実施し、その結果を踏まえ「久々 利自治連合会」の合意が得られた場合に、モニタリング調査を終了する。
- (5) モニタリング終了の確認をもって、「新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会」はその任務を終了し、解散する。

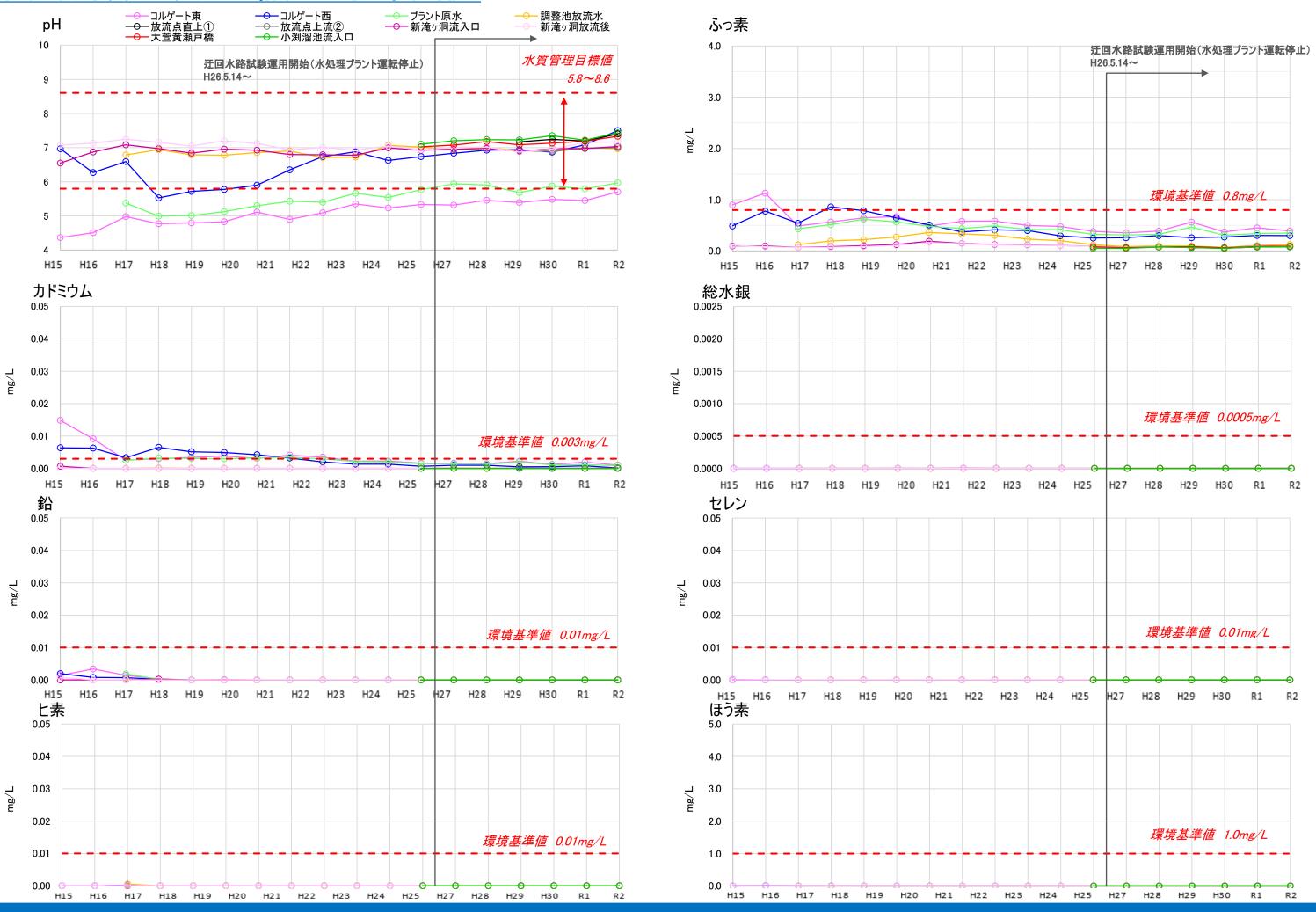
令和2年6月17日

新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会 委員長 佐藤 健

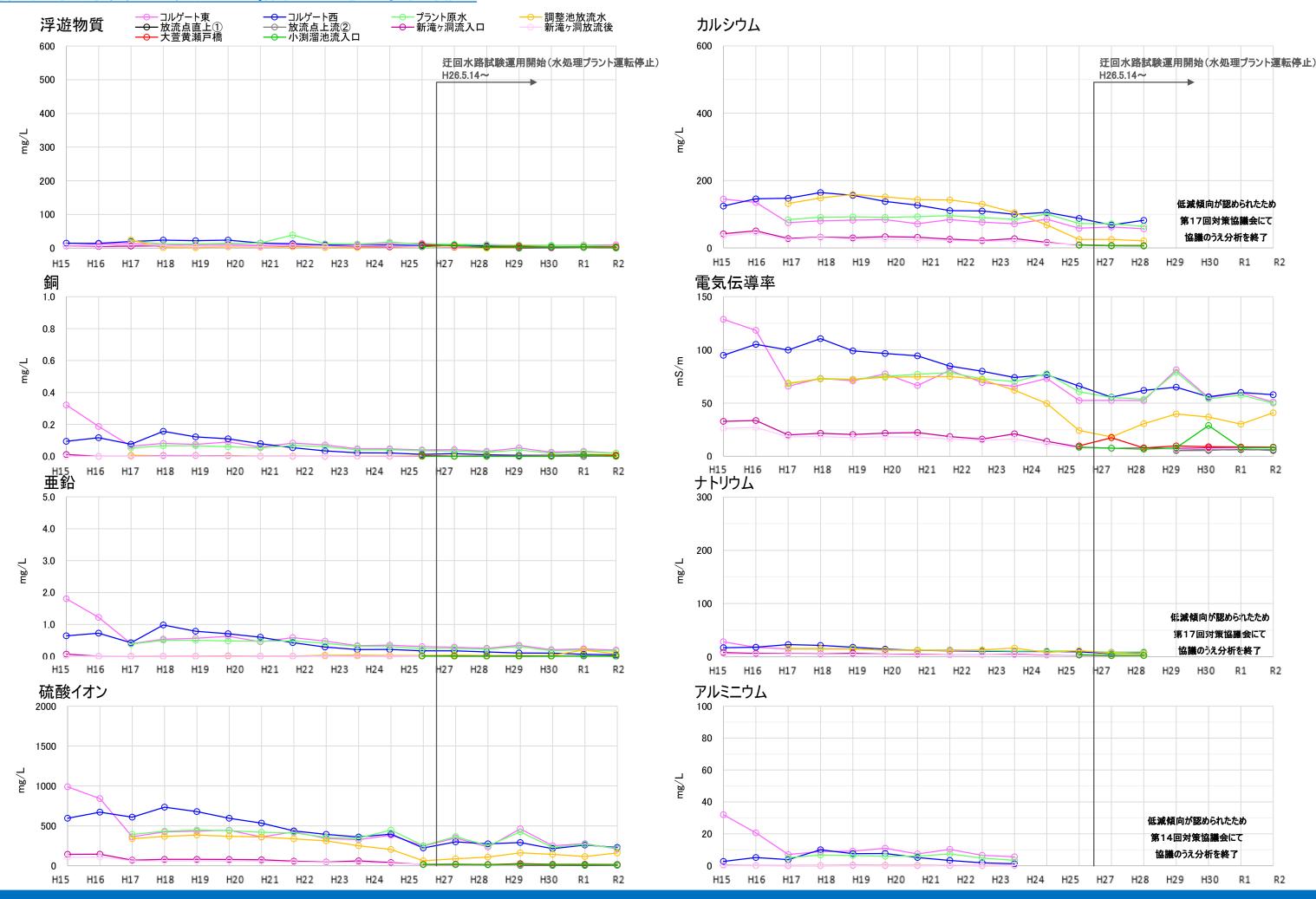
### 【別添資料】現在までの水質モニタリング結果



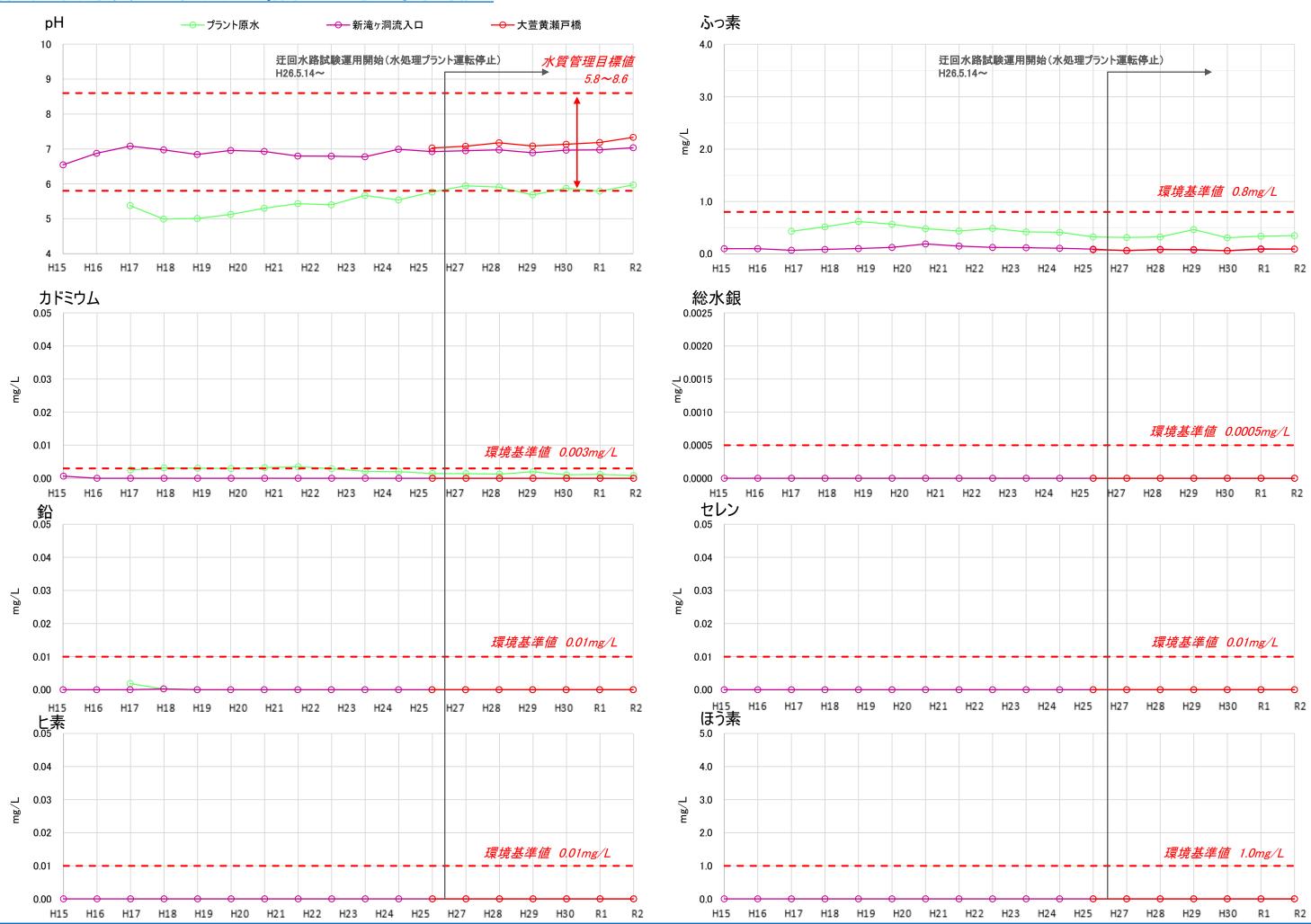
# 現在までの水質モニタリング結果 ■全地点年平均値※ ※R2の値は1~3月の期間における平均値



# 現在までの水質モニタリング結果 ■全地点年平均値※ ※R2の値は1~3月の期間における平均値



#### 現在までの水質モニタリング結果 ■ 3 地点年平均値※ \*R2の値は1~3月の期間における平均値



#### 現在までの水質モニタリング結果 ■ 3 地点年平均値※ \*R2の値は1~3月の期間における平均値 浮遊物質 カルシウム ── プラント原水 ──新滝ヶ洞流入口 ── 大萱黄瀬戸橋 600 600 迂回水路試験運用開始(水処理プラント運転停止) 迂回水路試験運用開始(水処理プラント運転停止) H26.5.14~ H26.5.14~ 500 400 400 mg/L300 200 200 低減傾向が認められたため 100 第17回対策協議会にて 協議のうえ分析を終了 0 H15 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H28 H29 R1 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 電気伝導率 1.0 150 8.0 100 J 0.6 B U U U mS/m 0.4 50 0.2 0.0 H21 H23 H24 H15 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H15 5.0 300 4.0 200 mg/L3.0 2.0 100 低減傾向が認められたため 第17回対策協議会にて 1.0 協議のうえ分析を終了 H21 H22 H23 H24 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H15 硫酸イオン アルミニウム 100 2000 80 1500 1/8m 1000 40 低減傾向が認められたため 500 20 第14回対策協議会にて

H19 H20 H21 H22 H23

H15 H16 H17 H18

H24 H25 H27 H28

H29

協議のうえ分析を終了

H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H27 H28